

近世駿府町人地における地域的差異

山 田 志乃布

I. 序

- (1) 研究目的と方法
- (2) 研究対象地域の選定
- (3) 史料の吟味

II. 町内部の借屋分布の変化

- (1) 土地所有の変化
- (2) 借屋分布の変化

III. 町人地における地域的差異

- (1) 各町の社会構成
- (2) 各町の借屋分布と町屋敷経営の差異

IV. 結 語

I. 序

- (1) 研究目的と方法

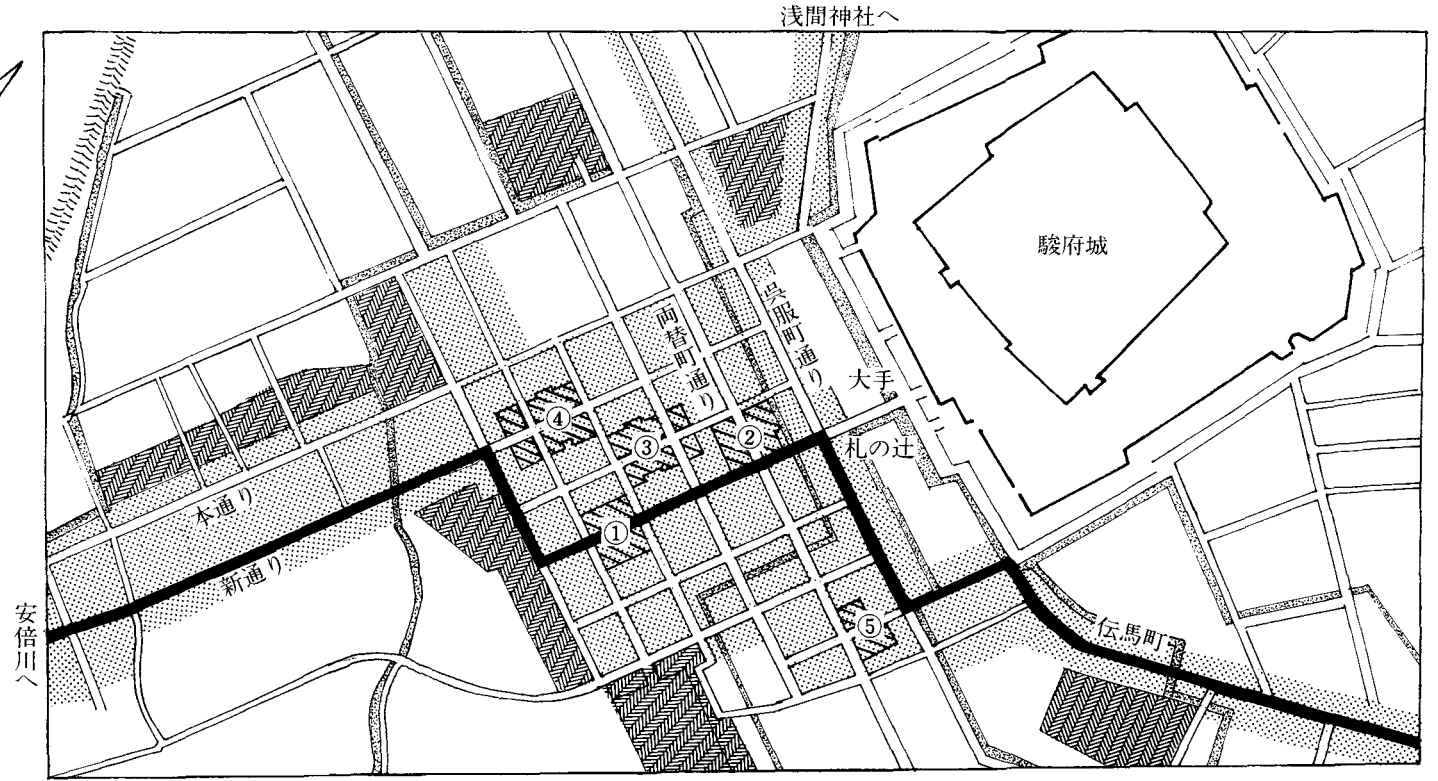
歴史地理学における近世都市研究において、松本豊寿(1968)¹⁾と矢守一彦(1970)²⁾の研究は注目すべきものである。両者の数多くの論考は、今日に至るまで歴史地理学における城下町研究の成果として高い評価を受けている。特に矢守は、全国各地に残る城下町絵図を素材として都市プランの類型化と変容系列の推定を行うことにより、近世都市の形態論的研究にひとつの方向性を示した³⁾。しかし、矢守の研究はあくまで全国的な視野での都市プランの比較検討であり、城下町の内部における構造変化の詳細な検討にまでは及んでいない。




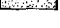
このような城下町内部に関する研究を深化させていくためには、都市プランナーの意図を越えて変容

していく近世都市の実態をさらに検討していく必要がある。つまり、近世都市内部の変容および地域的差異といったミクロスケールでの分析を積み重ねて全体像をとらえていくことである。これは、都市プランが崩壊していく過程を含めて、近世都市の内部構造を明らかにすることにつながる。具体的には、武家地・寺社地・町人地といった地域区分に基づき、それらの内部における事象の変容、およびさらに細かい地域区分での事象の差異といった視点からの分析である。このような観点からの従来の研究として、武家地を対象として後藤雄二(1981)⁴⁾および町人地を対象とした玉井哲雄(1977)⁵⁾、中藤淳(1988)⁶⁾がある。

このような研究動向に基づき、本研究では近世都市における町人地⁷⁾をとりあげ、その内部における町⁸⁾レベルでの地域的差異を分析することを目的とした。町人地は、近世から近代・現代へと移り変わる都市域を考えるうえで、最も変容の少ない地域であるといわれている⁹⁾。しかし、前述したようにさらに細かいレベルで検討していく必要があり、本研究では個別町からみた地域的差異を検討する。

研究方法は、主要街道(本研究の場合は東海道)との距離を指標として5つの町を選定するとともに、各町の内部における借屋分布と土地所有の状況から町屋敷経営の状態を吟味し、それらを比較することにより、地域的な差異を明らかにする。また地域的差異という共時的な分析だけでなく、ひとつの町における借屋分布の変化という通時的な分析を加える



-  町人地
-  寺社地
-  東海道
-  水路

- ①七間町 3丁目
- ②両替町 3丁目
- ③人宿町 1・2丁目
- ④梅屋町
- ⑤鍛冶町

0 500m

図1 駿府町人地における各町の位置 (『駿国雑誌』所収「府中町割の図」より作成)

ことから、より詳細な分析になると思われる。分析は、都市プランのうえで等質な地域として取り扱われる碁盤目地区で行うこととする。

(2) 研究対象地域の選定

全国的に概観すると、町人地に関する研究は江戸をはじめ大坂・京都など、いわゆる幕府直轄の巨大都市に多い。今回対象とする駿府は、江戸幕府の直轄都市でありながら、過去の栄光にすがって生きる単なる一地方都市に過ぎない¹⁰⁾。そこで、地方都市における町人地研究の一事例として本研究を提示する。

従来の駿府城下町における町人地に関しては、若尾俊平(1984, 1989)が都市プランの考察において駿府町割を提唱し、近世駿府町人地の形成および町方支配、町制について詳細に研究している¹¹⁾。

駿府町人地は、碁盤目地区と通りに沿った街町に分けられる。若尾(1984)によれば、碁盤目地区は計画的につくられたものであるが、街町は自然発生的に成り立ったものが、のちに支配者側に組み込まれていったとされている¹²⁾。駿府の町の形態は、近世都市において一般的な両側町である。

また、若尾(1984)は町名を持つ「通り」の強弱関係も分析し、駿府内で最も強い通り(メインストリート)は七間町一札の辻通りとしている¹³⁾。これは同時に、近世における全国的な主要街道である東海道の往還でもある。呉服町通り、両替町通りも同様に強い通りであると述べている。また、矢守(1988)によれば、街道の繰り込み方式は「L字方式」であり、「全体としては縦方向を基調としつつ、呉服町通りと両替町通りのみを横方向の町通りとしている」と指摘されている¹⁴⁾。

本研究では、碁盤目地区にある町のなかから、メインストリートとの距離に応じて5つの町を選定した(図1)。史料的制約上すべての町については分析できないため、ある程度分散するように任意に選定した。メインストリートを町通りとする七間町3丁目、東側がメインストリートに面している両替町3

丁目、メインストリートを1本隔てた通りを町通りとする人宿町1・2丁目、メインストリートから2本離れた通りにある梅屋町、メインストリートから最も離れた町として鍛冶町、以上5カ所である。また、ひとつの町内部の変容については、史料的な制約から、ある程度長い期間で分析可能な町として両替町3丁目をとりあげた。なお、それぞれの町の社会構成については後述する。

(3) 史料の吟味

使用する史料は、静岡県立中央図書館所蔵の『駿河国駿府町方文書』に含まれている町絵図・書上類、『静岡市史近世史料編』に掲載されている両替町3丁目関係の絵図・書上類である(表1)。

静岡県立中央図書館所蔵の『駿河国駿府町方文書』は、町会所に所蔵されていた文書類がのちに静岡市役所の文書庫に移管されたもので、現在は静岡市役所と静岡県立中央図書館に分蔵されている。町絵図類は、元禄6(1673)年、元文3(1738)年、明和2(1765)年、天保13(1843)年のものがあり、天保13年の絵図の残存状況が良好である¹⁵⁾。

天保13年の絵図に記載されている事項は、家数・間口奥行・地主名(屋号も含む)・家守名・借屋人名である。明和2年以前の絵図には、家守名・借屋人名まで記載されている例は、天保のものより少ない。『静岡市史』に記載されている「両替町水帳」と題された絵図には、元禄6(1673)年、元文3(1738)年、明和7(1770)年、天保13(1843)年のものがある。記載様式からみて、おそらく前述した県立図書館所蔵絵図類の町側の控えと思われる¹⁶⁾。

今回は、これらの絵図類の作成過程や批判的検討といった絵図そのものに関する分析は差し控えたい。しかし、絵図に記載されている事項を手掛かりとして、駿府町人地の地域像にアプローチする必要がある。それに関しては、そのつど必要な限りにおいて考察を加えていくこととする。

表1 事例地の史料残存状況

年次\町名	七間町3丁目		両替町3丁目		人宿町1・2丁目		梅屋町		鍛冶町	
	絵図	書上	絵図	書上	絵図	書上	絵図	書上	絵図	書上
元禄6(1673)年	—	—	④	—	—	—	—	—	—	—
元文3(1738)年	—	—	④	—	—	—	—	—	—	—
明和2(1765)年	—	③	⑤*	⑥	①	②	—	②	—	②
天保13(1843)年	①	②	④	—	①	②	①	②	①	②

* 両替町3丁目のみ明和7(1770)年

- ①「駿府町方文書 絵図」(静岡県立図書館所蔵)
- ②「駿府町方文書 書上」(静岡県立図書館所蔵)
- ③「明和二年 七間町三丁目書上」(静岡市役所所蔵文書,『静岡市史近世史料二』所収)
- ④「両替町絵図」(八木秀和家文書,『静岡市史近世史料四』所収)
- ⑤「明和七年 両替町水帳」(八木秀和家文書,『静岡市史近世史料四』所収)
- ⑥「明和二年 両替町三丁目書上」(静岡市役所所蔵文書,『静岡市史近世史料二』所収)

II. 町内部の借屋分布の変化

(1) 土地所有の変化

両替町3丁目の土地所有の変化を示したものが図2である。まず、絵図内部に記載されている土地所有者の名前を、絵図の残る4時点にわたって比較することにより、地主の交代を明らかにした。

元禄6(1673)年から元文3(1738)年の65年の間では、総地面数25カ所のうち17カ所の地主が交代している(図2②)。角屋敷の地主はすべて交代している。元文3(1738)年から明和7(1770)年の32年間では、年代的に近いこともあって、比較的共通な地主が多い(図2③)。角屋敷は1カ所のみ交代している。明和7(1770)年から天保13(1843)年までの73年間には、すべての角屋敷の地主が交代している(図2④)。ここでは総地面数27カ所のうち15カ所が交代している。年数と地主交代数の比率で考えれば、元文3年から明和7年の32年間が最も変動が激しいといえる。しかし、角屋敷の所有者の変化についてみると、元禄6年から元文3年、明和7年から天保13年の両者において激しい。

次に、町内において2区画以上の土地を持つ地主(図2の1~10)について考えてみる。元禄6年をみると、2区画以上の土地を持つ地主は、1の丁頭

加右衛門以外は両替町3丁目以外の町に住む不在地主であり、2カ所の角屋敷(A, C)がそれにあたる。元文3年になると、2と4にみられるように、2カ所の角屋敷が町内に居住する地主である。また、元禄6年にCの横内町居住の天野十太夫の所有であった角屋敷は、町内居住の地主に変化している。明和7年では5の伝六が角屋敷2カ所を所有している。天保13年になると、DとEにみられるように、再び角屋敷のうち2カ所が町外居住の地主の手に渡る。このように、中屋敷と角屋敷では地主の傾向が異なることが指摘できる。つまり、中屋敷の場合はひとつの区画のなかで地主の交代が行われるが、角屋敷の場合は2区画以上の土地をもつ地主により所有されていることが多い。また、町外に居住する地主は角屋敷を所有している場合が多い。

(2) 借屋分布の変化

借屋の記載については絵図作成の目的にかかわる重要な問題である。町絵図作成の目的としては、住民の変動、人口の増減などにより、住民を再把握する必要性がでてきたことがあげられる。若尾(1989)は、駿府の人口は19世紀前半に増加しているが、周辺農村からの流入は少なく、あくまで都市内部での増加にすぎないと指摘している¹⁷⁾。しかし、急激な人

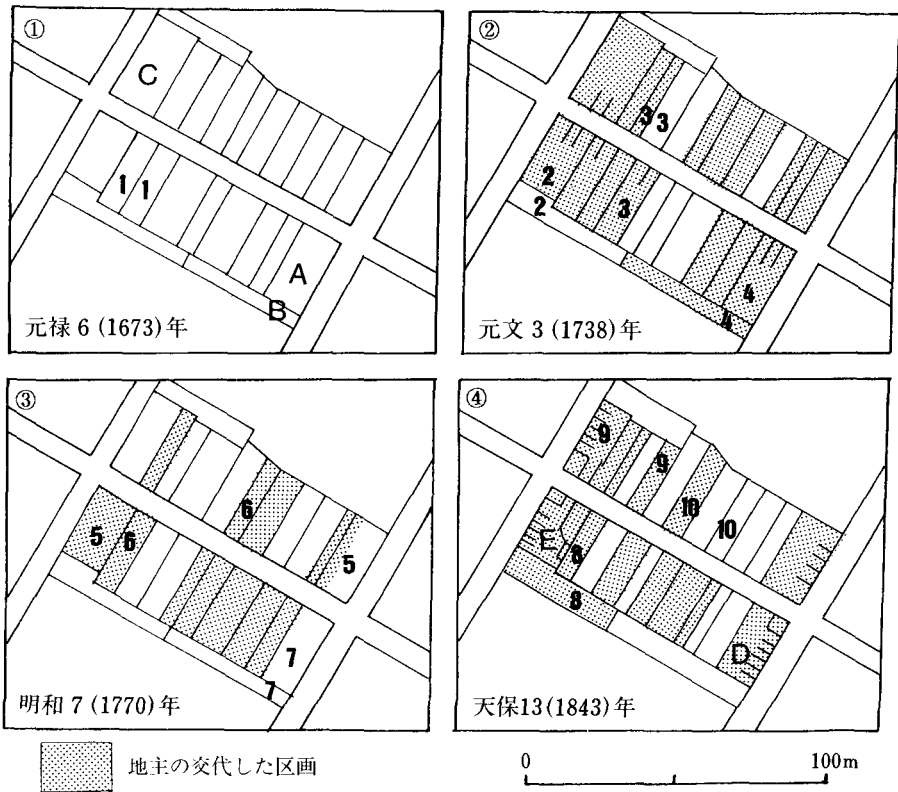
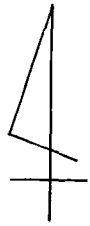


図2 両替町における土地所有の変化

1. 丁頭加右衛門 2. 鍛冶屋八左衛門 3. 米屋半兵衛 4. 桧物屋善左衛門 5. 伝六
 6. 太兵衛 7. 善左衛門 8. 金具屋清吉 9. 指物屋半兵衛 10. 八百屋吉兵衛
 A. 馬場町彦兵衛 B. 伊勢物師亀田太夫 C. 横内町天野十太夫 D. 足名屋幸三郎
 E. 熊野屋伊兵衛 (A～Eは町内に不在の地主)

口増加はみられないにしても、本来ならば1区画に1人の地主だったものが、そのなかに家守¹⁸⁾や借屋人の名前の記載がみられるということは、家持—(家守)—借屋人という階層構造が駿府町人地全体にみられるようになり、それぞれの階層が町制および駿府支配に組み込まれていったことを意味する。また同時に、家守や借屋人の名前が記入されている区画において、地主による町屋敷経営が行われていたことを意味する¹⁹⁾。

そこで借屋分布の変化を表したものが図3である。元禄6(1673)年と明和7(1770)年の絵図には借

屋人の名前の記載がみられないので一概に比較はできないが、元文3(1738)年と天保13(1843)年と比較してみると、町全体の借屋数が増加していることと同時に、ほとんどの借屋が角屋敷に集中していることがわかる。このことから、両替町3丁目内部において、角屋敷に町屋敷経営が集中していたことが窺える。また、これらを前述の土地所有の変化と対応させると、元禄6年から天保13年にかけてこれらの角屋敷では、2区画以上の土地をもつ地主が所有している場合が多いことが明らかになっており、かなり財力のある町人が、町屋敷経営を行うことを

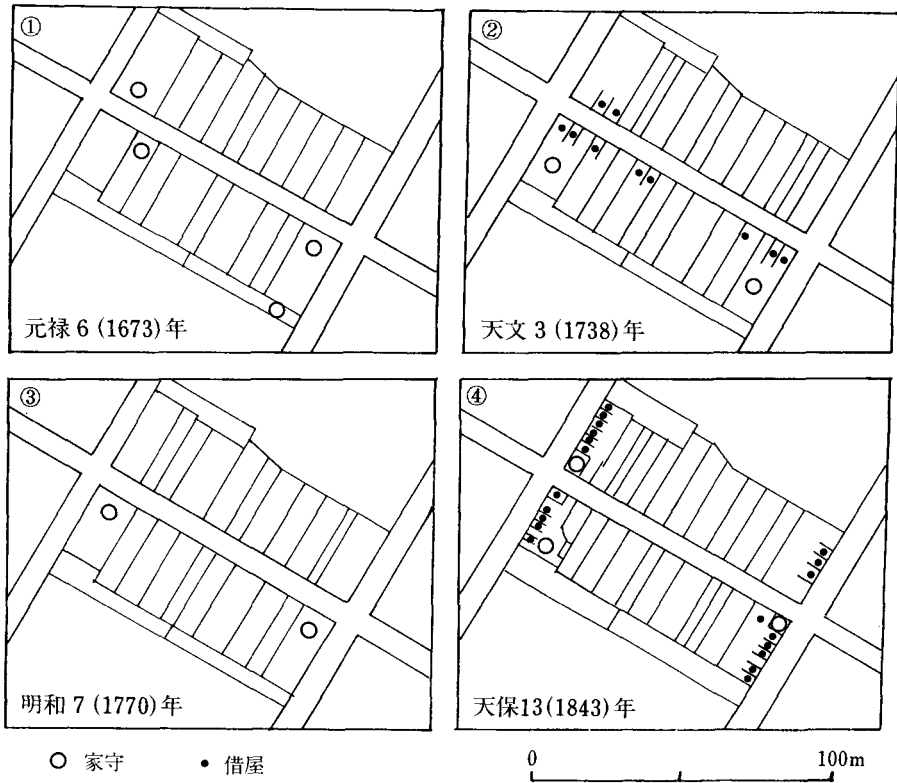
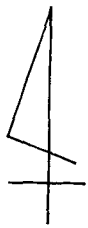


図3 両替町3丁目における借屋分布の変化

目的に角屋敷を所有していると思われる。

さらに借屋の間口の方向が、両替町の町通りから、東海道および東海道に平行な通りに移動している。これは天保13年の時期において、店の間口の方向をメインストリートおよびそれと平行の方向に向けることの方が借屋にとって利得があり、また、地主にとっても借屋の経営を行ううえで利得があることを示すと思われる。また、間口方向の変換を行うことで、より多くの借屋を抱えることが可能になったともいえる。

以上のように、土地所有と借屋分布を指標として近世における町の変容を検討したところ、町内部の角屋敷における町屋敷経営の活発化という状況が浮かび上がってきた。

III. 町人地における地域的差異

(1) 各町の社会構成

各町の社会構成を表したものが表2である。以下、表に従って各町を比較しながらそれぞれの特徴について述べていく。

家数とは町役負担の合計であり、戸数とは区別される。地面（区画）数と地主数について言えば、駿府成立当初は家数・地面数・地主数が同数であったが、年代を経るに従い変容したと思われる。家守数および借屋数は、絵図に名前が記載されているものを数えた。

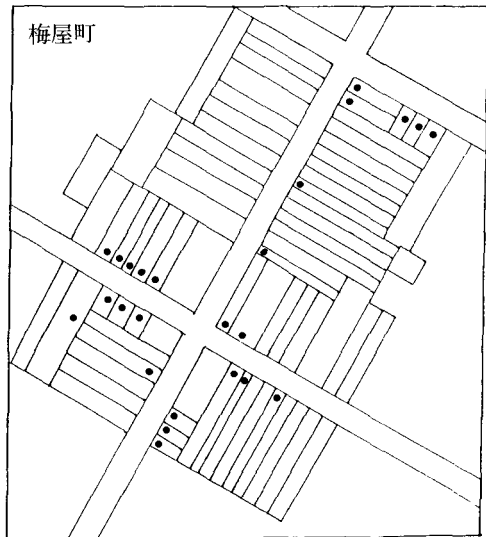
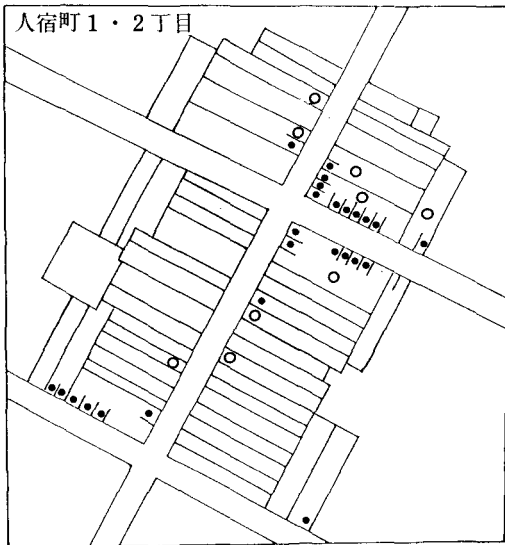
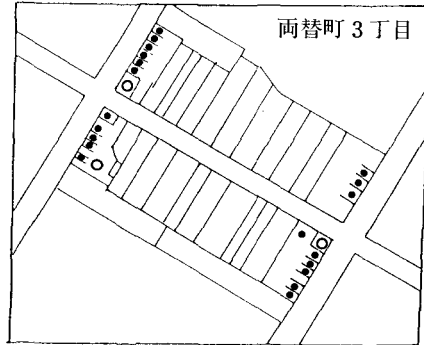
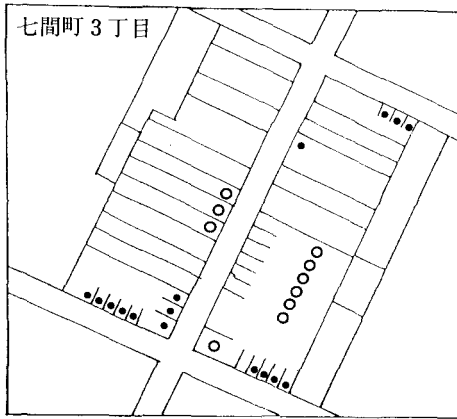
まず、家数と地面数の比および平均間口で考えると、人宿町1・2丁目、梅屋町では地面の細分化が進んでいるといえる。七間町3丁目・両替町3丁目・

表2 各町の社会構成

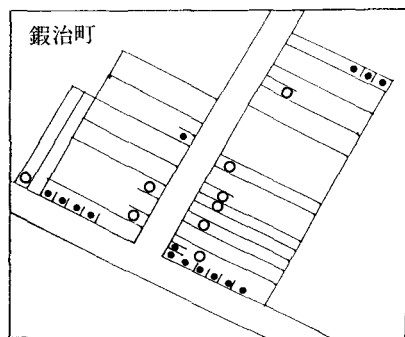
町名	年次	元禄6年 (1673)	元文3年 (1738)	明和2年 (1765)*	天保13年 (1843)
七間町三丁目	家数				21
	地面数				24
	総地主数				19
	(町内居住)				19
	(町内不在)				—
	家守数				10
	借屋数				16
平均間口				間尺 5.1	
両替町三丁目	家数	22	22	22	22
	地面数	22	25	25	27
	総地主数	20	20	21	26
	(町内居住)	17	20	21	24
	(町内不在)	3	—	—	2
	家守数	4	2	2	3
	借屋数	—	10	—	20
平均間口	間尺 5.0	間尺 4.3	間尺 4.3	間尺 4.2	
人宿町一・二丁目	家数			29	30
	地面数			52	51
	総地主数			41	36
	(町内居住)			41	34
	(町内不在)			—	2
	家守数			1	9
	借屋数			—	25
平均間口			間尺 4.0	間尺 3.5	
梅屋町	家数			30	30
	地面数				63
	総地主数				44
	(町内居住)				42
	(町内不在)				2
	家守数				—
	借屋数				20
平均間口				間尺 2.5	
鍛冶町	家数			16	16
	地面数				20
	総地主数				17
	(町内居住)				17
	(町内不在)				—
	家守数				9
	借屋数				15
平均間口				間尺 4.1	

*両替町3丁目のみ明和7年

(資料：表1参照)



- 家守
- 借屋



0 100m

図4 天保13 (1843) 年における各町の借屋分布

鍛冶町においては、地面の細分化が進んでいない。

また、町内に居住する地主と町内に不在の地主をみると、七間町3丁目・鍛冶町において不在地主が存在しない。両替町3丁目の場合、前章で述べたように町内に不在の地主はほとんど角屋敷を所有していた。また、天保13年の人宿町1・2丁目では、2人の不在地主の両方ともが中屋敷を所有し、梅屋町では2人のうち1人が角屋敷の所有者である。

家守数・借屋数では、梅屋町において家守が存在しない。他の4町では家守・借屋人とも存在する。

(2) 各町の借屋分布と町屋敷経営の差異

各町における借屋分布を表したものが図4である。メインストリートを町通りとする七間町3丁目の借屋分布の状況を見ると、南側に数多く分布している。特に最南端の地面に家守が集中している。両替町3丁目では、前章で述べたようにすべて角屋敷に集中している。借屋の間口が東海道と平行な通りに向いており、東側ではまさに東海道に直面している。人宿町1・2丁目では、町中央の東側の地面に借屋が多い。梅屋町では比較的分散している。鍛冶町では南端に多い。これら全体をみても、梅屋町を除いては、借屋のほとんどが角屋敷に集中していることがわかる。

次に、家守・借屋人が居住している地面について、

所有する地主とそれらとの関係から、各地面(区画)における町屋敷経営のパターンを考察する(表3)。今回用いた絵図では家持層を基準とした借屋の記載しかみられないため、地借・店借および表店層・裏店層といった考察には及ばない²⁰⁾。そこで、町屋敷経営のパターンを、①地主—借屋人(A, B), ②地主—家守—借屋人(C~F)のみに限定して考察する。

まず、①をみると、最も多いのが梅屋町であることがわかる。①のなかでもすべてBの形態である。②の形態は七間町3丁目、両替町3丁目、人宿町1・2丁目、鍛冶町で行われており、梅屋町では行われていない。そのなかでもEの形態は鍛冶町のみ、Fの形態は七間町3丁目のみにみられる。しかし、これらの分類では、それぞれの区画における町屋敷経営の規模については明らかにならない。そこで、各地面内での家守および借屋人の数と町屋敷経営の規模は密接な関係にあるため、家守と借屋の分布(図4)と町屋敷経営のパターンの各町内における分布(図5)とを対応させてみる。ここでは特に、借屋の密集する角屋敷を中心に検討する。

七間町3丁目では、町の南側にあるメインストリートに面した表間口30間の角屋敷には、地主である初川屋長右衛門が居住し、さらに家守が同一区画内に7人居住している(F)。家守を7人抱えていたところをみると、かなり大規模な町屋敷経営が行われて

表3 各町における町屋敷経営のパターン

町名\パターン	①地主—借家人			②地主—家守—借家人					総地面数
	A	B	合計	C	D	E	F	合計	
1. 七間町3丁目	2	1	3	—	3	—	1	4	24
2. 両替町3丁目	1	—	1	3	—	—	—	3	27
3. 人宿町1・2丁目	1	2	3	5	4	—	—	9	51
4. 梅屋町	—	24	24	—	—	—	—	—	63
5. 鍛冶町	2	—	2	1	4	3	—	8	20

注) 数字は、町屋敷経営が行われている地面(区画)の数である。

- A: 1区画のなかに地主と借屋人が居住 D: 1区画のなかに家守のみ居住
 B: 地主と借屋人は異なる区画に居住 E: 1区画のなかに地主と家守が居住
 C: 1区画のなかに家守と借屋人が居住 F: 1区画のなかに地主と家守と借屋人が居住

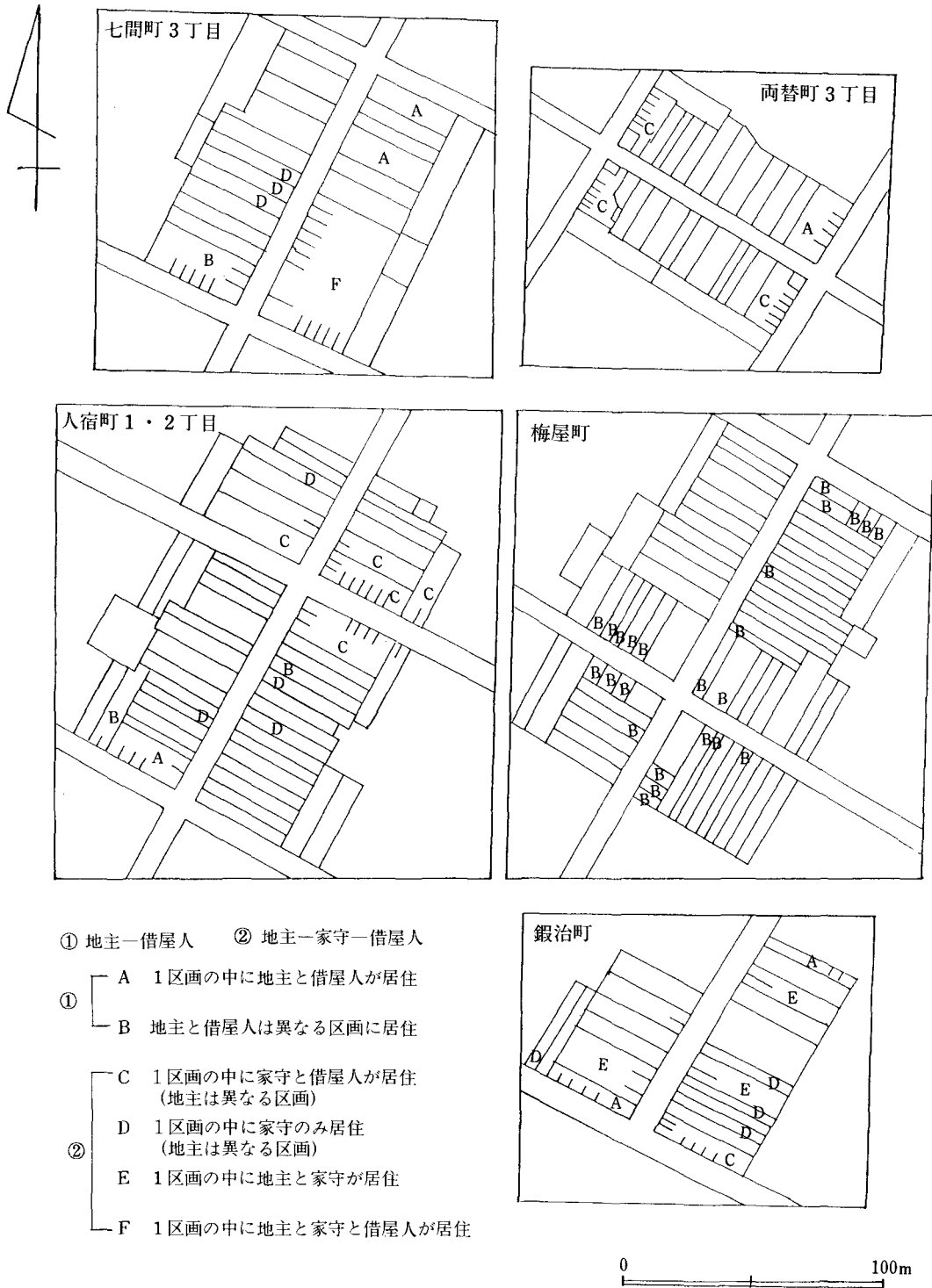


図5 天保13(1843)年における町屋敷経営のパターンの町内分布

いたと考えられる。南西の表口8間の角屋敷には8戸の借屋があるが、これらは町で所有しているものであり、特定の地主が区画内に居住していないため、分類はBとした。

両替町3丁目の4カ所の角屋敷における町屋敷経営では、3カ所に家守が存在している。1カ所のみ地主はその地面に居住しているが(A)、あとはすべて異なる地面に居住しており、それらの角屋敷には家守が配置され、借屋も集中している(C)。前述したように角屋敷の2カ所は町内不在の地主が所有しており、非常に価値の高い町屋敷であったと推察できる。

人宿町1・2丁目の中心位置にある借屋の多い角屋敷2カ所は、町頭である友右衛門の所有である。またこの角屋敷では、家守一借屋人の町屋敷経営が行われていた(C)。

梅屋町では地主が借屋に隣接した町屋敷に居住している場合が多く、このため借屋を管理する家守を必要としなかったと思われる。この町ではすべてがB分類である地主と借屋人が異なる区画に居住しているパターンであり、1区画に借屋人が1人という型である。1区画内に多数の借屋人が居住する大規模な町屋敷経営は行われていない。

鍛冶町では、1カ所の角屋敷で家守・借屋人が存在している(C)。もう一方の角屋敷では、1区画のなかに地主一借屋人(A)という型である。他の中屋敷は地主一家守(E)、家守のみ(D)と様々である。

以上のことから、②の地主一家守一借屋人という形態で町屋敷経営が行われていたのは、七間町3丁目、両替町3丁目、人宿町1・2丁目・鍛冶町である。①の地主一借屋人という形態のみで町屋敷経営が行われていたのが梅屋町である。梅屋町が最も町屋敷経営のあり方が単純であったといえる。さらに、地主と町屋敷経営が行われている地面との関係から町屋敷経営のパターンをA～Fに分類し、それらと家守・借屋の分布とを対応させて考察を行った結果、

七間町3丁目、両替町3丁目、人宿町1・2丁目、鍛冶町の角屋敷において、各町で差異のある形態で町屋敷経営が行われていたことが明らかになった。

最後に、町屋敷経営からみた町人地における地域的差異と、駿府におけるメインストリートとの関連を考察する。メインストリートを基準として選定した碁盤目地区の5つの町では、それぞれ町屋敷経営の状況が異なっていた。

メインストリートに頬を向ける七間町3丁目が、最も大規模に町屋敷経営が行われていた地面(区画)をもつ町である。両替町3丁目では不在地主による町屋敷経営が行われていたが、前述のように元文3年から天保13年の間に、借屋の間口が両替町の町通りから東海道に移動している。このことから、天保13年において駿府城下の「通り」の強弱関係が、両替町通りよりも七間町通り(東海道)の方が上位であったと推定することができる。

人宿町1・2丁目では、町頭による町屋敷集積がおこり、角屋敷において町屋敷経営が行われており、それらの区画はメインストリートに近接している。梅屋町と鍛冶町では、梅屋町の方をよりメインストリートに近い町として選定したが、鍛冶町の方が町屋敷経営が複雑化している地面が多い。鍛冶町は東海道が駿府城下に「L字方式」に組み込まれていることから、呉服町から伝馬町に至る大手の東方向に抜ける東海道に近接している。このことが重要な要因であると考えられる。

以上のことから、町内部における町屋敷経営を指標とした地域的な差異が、街道(交通路)との距離と密接に関連していることが明らかになった。

IV. 結 語

本研究は、近世駿府町人地における町レベルでの地域的差異を吟味し、以下の結論を得た。

町の変容の検討では、両替町3丁目を事例とした。各地面における地主の交代から土地所有の変化を明らかにし、さらに町内における借屋分布の変化から

町屋敷経営の状況の変化を検討した。その結果、角屋敷において所有者（地主）の交代とともに、借屋の増加、借屋の間口方向の移動がみられた。これは、角屋敷が町屋敷経営を行ううえで非常に価値のある区画であることを表している。

町人地における地域的差異では、メインストリートとの距離を基準として5つの町を選定し、借屋分布の差異と地主と家守・借屋人の関係をみることに、町屋敷経営の状況の差異を、特に角屋敷に注目して吟味した。その結果、メインストリートを町通りとした七間町3丁目において、最も町屋敷経営が大規模に行われ、形態は異なるが、両替町3丁目、人宿町1・2丁目、鍛冶町でもそれぞれ町屋敷経営が複雑に行われていた。梅屋町では地主と借屋人という形態で町屋敷経営が行われており、家守を介していなかった。

以上のことから、近世駿府町人地において各町において町屋敷経営が行われていたこと、町屋敷経営の状況は地域的な差異がみられること、さらに町屋敷経営は街道という交通路によって影響をうけることが明らかになった。駿府には、直接船入りの出来る河川が存在せず、街道は流通の要であった。城下町駿府も「府中宿」としての機能を集積していったと考えられる²¹⁾。

今後の課題としては、町絵図のさらに詳細な分析、都市内部における具体的な町屋敷経営の展開、さらにそれらと都市の内部構造の関連の究明などがあげられる。さらに多くのデータを用いて検討する必要がある。

(東京学芸大学海外子女教育センター)

【注】

- 1) 松本豊寿(1968):『城下町の歴史地理学的研究』吉川弘文館, 474頁。
- 2) 矢守一彦(1970):『都市プランの研究』大明堂, 333頁。
- 3) 矢守一彦(1988):『城下町のかたち』筑摩書房, 277頁。他に近世都市の形態的研究として、足

利健亮(1984):『中近世都市の歴史地理』地人書房, 246頁, などがある。

- 4) 後藤雄二(1981):17世紀仙台における侍の居住パターン, 地理学評論54-9, 513~529頁。
- 5) 玉井哲雄(1977):『江戸町人地に関する研究』近世風俗研究会, 205頁。
- 6) 中藤 淳(1988):江戸町人地における土地所有変動の地域的差異, 歴史地理学134, 21~31頁。
- 7) 「町人地」の一般的な理解としては、身分制に基づいた区分による「町人」身分の人々が集住する地域であり、かつ機能的には商人・職人の居住する商工業地域であるといえよう。
- 8) 「町」とは、形態的には道路をはさんだ両側町を基本とした地縁的結合集団である。また、支配者側が把握するうえで最小の集団であり、「町」が集まり「町人地」を構成する。
- 9) 「町人地」の明治以降の変容は武家地などに比して少なく、商業地域として存続していくことが指摘されている。

小葉田亮(1934):旧城下町景観, 地理論叢第7輯。

Ken-ichi Tanabe (1959): Development of areal structure of Japanese cities in the case of castle towns: as a geographic contribution to the study of urban structure, *The Science Reports of Tohoku University, 7th Series, Geography*, vol. 8, pp. 87-93.

- 10) 近世駿府は大御所である徳川家康が城にはいった慶長12(1607)年より始まる。その後、徳川頼宣・忠長と続き、寛永9(1627)年より幕府直轄地となる。このときに、城代や在番など以外の武士は江戸へと引き上げてしまい、駿府は町人中心の城下町となっていく。しかし、数々の『駿府由緒書』および『御救書』が書かれており、駿府が繁栄した形跡はない。むしろそのなかには、「権現様」の名のもとにお救いを求める記述が顕著である。

また、『静岡市史近世』には「結局、駿府は新しい性格をもつ町に脱皮せぬまま、城下町の尻尾をひきずってそれにすがって生きていた町であったと言うほかなかるう。」と述べられている。『静岡市史近世』静岡市役所, 1984, 563頁。

- 11) 若尾俊平(1984):『江戸時代の駿府新考』静岡

谷島屋, 307頁。若尾俊平 (1989): 『駿府町人の社会』静岡谷島屋, 269頁, など。

- 12) 若尾俊平 (1984): 『駿府の都市構造と社会 (『静岡市史近世』静岡市役所), 519頁。
- 13) 前掲12), 528~530頁。
- 14) 前掲3), 61~62頁。
- 15) 『駿府町方文書』の「町絵図類」は総数で119点にものぼる。絵図と書上があり, 両者一組で提出されたものと思われる。書上には町全体で納める役 (人足役など) が記載されている。駿府町絵図をもとにした研究として, 織田元泰 (1983): 『駿府九六カ町を歩く (若尾他著『駿府の城下町』静岡新聞社), 176~236頁, がある。
- 16) 「両替町水帳」と題された絵図では, 明和7 (1770) 年の絵図が存在する。これは, 最も作成年代に近い明和2 (1765) 年の『駿府町方文書』の町絵図と比較して, 屋号や借屋の記載がないことなどから同一形式とは思われず, 作成目的が異なると思われる。
- 17) 前掲11), 64頁。
- 18) 「家守」とは, 地主が不在の町屋敷を預かり, 地主に代わり家賃などを徴収し, 役を勤めたりする者である。西坂 靖 (1990): 『日本都市史入門Ⅲ』東京大学出版会, 224~225頁。
- 19) 「町屋敷経営」とは, 近世中後期以降に町人地においてみられた町屋敷の不動産化にともなう現象で, 町人が町屋敷を借地・借屋として利用し, そこから利潤を得るということである。町屋敷の所持形態は「居付」・「掛持」(町内に居住用ではない町屋敷をもっていること)・「他町持」などに分けられる。また, 「町屋敷」とは, 町人地にある家屋敷のことで, これは土地と家を含めて使われる言葉である。伊藤 毅 (1989): 『町屋敷 (『日本都市史入門Ⅰ』東京大学出版会), 230~231頁。
- 20) 借屋人には, 土地のみを借用する「地借」と家屋敷も含めて借用する「店借」がある。また, 道に面した場所にいる「表店」と裏側に住む「裏店」とがある。塚本 明 (1990): 『借家人』(『日本都市史入門Ⅲ』東京大学出版会), 226頁。

支配者側に提出したと思われる駿府の町絵図に

は, 上記のような区別はなされていない。また, 一般的には, 借屋人層は町政には参加できないとされているが, 駿府の場合は借屋人についても五人組が形成され, 家持や家守とは別のかたちで町政に参加している。前掲12), 607~617頁。

しかし, 絵図には掲載されていないが, 町政に参加できないさらに下層の借屋人が, 裏店として居住していた可能性も否定できないと思われる。

従来, 地借・店借, 表店・裏店に着目した研究をあげると, 玉井哲雄 (1977) は, 町屋敷経営の類型には表地借裏店借型, 表裏店借型, 全戸地借型があるとした。前掲5), 77~93頁。

吉田伸之 (1992) は, 玉井の提示した町屋敷経営の類型を踏まえて, 表店を商人社会, 裏店を民衆世界として近世都市社会の一断面について検討した。吉田伸之 (1992): 『表店と裏店—商人の社会, 民衆の世界 (吉田伸之編『日本の近世9—都市の時代』中央公論社), 303~358頁。

- 21) 「府中宿」「府中駅」という場合, 上下横田町, 鑄物師町, 華陽院門前町, 上下伝馬町などの地域を指す。しかし, 府中全体 (駿府96カ町) で助人足を負担し, 伝馬業務にあっていた。さらに交通量の増大から, 近隣農村が助郷となった。小沢誠一 (1984): 『宿駅と助郷制 (『静岡市史近世』静岡市役所), 706~721頁。

また藤本利治 (1976) は, 静岡 (駿府) を城下町・宿場町の複合機能都市として位置付けている。藤本利治 (1976): 『近世都市の地域構造』古今書院, 268頁。

{付記}

本研究は, 平成2年度に東京学芸大学に提出した卒業論文を加筆修正したものである。内容の一部については, 平成4年度の歴史地理学会大会において発表した。

本研究作成にあたり, ご指導いただいた市川健夫先生 (長野短期大学), 東京学芸大学青木栄一先生, 古田悦造先生をはじめとする地理学研究室の諸先生方に厚くお礼申し上げます。

THE REGIONAL DIFFERENCE WITHIN THE MERCHANTS' AREA OF A CASTLE TOWN : A CASE STUDY OF SUMPUR IN THE EDO ERA

Shinobu YAMADA

The purpose of this paper is to examine the regional difference within the merchants' area of a castle town, Sumpu (now Shizuoka city), in the Edo era.

In historical geography castle towns have been studied as a subject of importance. Matsumoto (1968) and Yamori (1970) are representative of the studies on castle towns in the Edo era. Especially Yamori's suggestion on classification and transformation of town planning has much contributed to their morphological researches. His works, however, have few argument about the internal structure of each town. It is necessary to analyze the transformation and the regional difference within the warriors' area or merchants' area.

In this study the author clarifies the change of land ownership and tenants' distribution in a merchants' district, Ryogaecho 3-chome, from 1673 to 1843. He further compares the distribution of tenants in five selected merchants' districts (Shichikencho 3-chome, Ryogaecho 3-chome, Hitoyadocho 1 and 2-chome, Umeyacho, and Kajicho) with one another to identify the regional difference in 1843.

The conclusion can be summarised as follows ;

In the case of Ryogaecho 3-chome landowners and the location of tenants were frequently changed at the plots which faced to the crossing of the streets. We can see the concentration of tenants there and the movement of their frontages to main streets from 1738 to 1843.

Landowners who had incomes from tenants through *yamori* (anacting manager for landowner), was in Shichikencho 3-chome, Ryogaecho 3-chome, Hitoyadocho 1 and 2-chome, and Kajicho. In Shichikencho 3-chome, where the main street (Tokaido) was through the center of the district, there were many *yamoris* in one plot. On the other hand, there was no *yamori* in Umeyacho, where the main street was a greatest distance away among five merchants' districts.

It is pointed out that tenants increased in Sumpu in the Edo era. They were seen in great numbers in the plots that faced to the crossing of the streets. *Yamoris* were much located in the merchants' district where the main street was through its center. It is clear that the distance to the main street was an influential factor on the development of the merchants' district.